

日本熱物性学会倫理規定

1. 前文

日本熱物性学会は、広く熱物性値の測定・評価・普及などに携わる研究者と、研究成果の利用者との交流を通じて、熱物性研究の進展とその成果の社会への還元に寄与することを目的とする。会員は、この目的を実現するために、誠実かつ真摯に熱物性の学術的研究と技術の向上を図り、社会に貢献すべく、良識と品位のある行動をとることが求められる。

2. 行動規範

- (1) **社会に対する貢献** 日本熱物性学会（以下では学会と称す）とその会員は、熱物性に関する研究成果、計測技術、情報等を積極的に公開し、それらが広く活用されるように活動を展開し、社会の持続的発展に貢献する。
- (2) **責任ある行動** 学会とその会員は、良心に基づいて法令を遵守し責任ある行動をとる。とりわけ、他者の業績と知的成果を正當に評価し尊重する。
- (3) **自己研鑽と人材育成** 学会は、会員の正當な利益団体となるように努力するとともに、その社会的な貢献が正しく認知されるように、開放的で公平な運営に努め、この専門分野の優れた人材を育成する。
- (4) **説明と公開** 学会は、体系化された学術的知見や専門技術を社会に対して積極的に説明する。学会は、また、学術交流によって取得・蓄積された熱物性情報を、会員相互で共有するとともに、社会に公開する。

3. 論文投稿に関する規範

- (1) **盗用について** 他の研究成果（論文）の内容を引用する場合には、必ず本文中に引用箇所を示し、引用する文献を記載する。引用箇所が英文で 500 語相当以上の長い引用をする場合は文書により著者の許可を得る。
- (2) **捏造について** 事実を歪めて記述したり、虚偽のデータを公表したりすることはあってはならない。他者の図表を部分的にでも説明なしに改ざんすることは捏造に当たるので行なってはならない。
- (3) **権利関係について** その研究に対して学術的な貢献があった人や組織は相応の権利を有する。したがって、その研究成果を論文などで公表する場合はその権利に十分な配慮が必要である。すべての連名の著者は論文の内容に対して責任を持つ。連名の著者の順は、その研究への貢献が大きい順とすることが望ましい。ただし、単純作業あるいは軽度の貢献のあった人や組織は連名者とはせずに、謝辞でその貢献に言及すればよい。論文の投稿に当たっては、あらかじめすべての連名の著者の合意を得ておく。外部団体等の組織から資金の提供を受けて実施された研究については、その旨を謝辞に言及する。論文に記す著者の所属は、著者がその研究の遂行時に所属していた組織・機関、あるいは執筆時に所属する組織・機関とする。
- (4) **二重投稿について** 実質的に同一の内容の論文を複数の学術誌に投稿することは、その論文の言語によらず、行なわない。論文の内容の重複は、書籍やその一部についても慎むべき場合がある。ただし、要約したものを掲載する場合、あるいは原著論文の内容を総説の中で用いる場合、大学紀要などの頒布範囲が限られた出版物の中で用いる場合などはその限りでない。和文論文の英訳論文を他の学術誌に再録することは、原著論文の著作権者の許可があれば差し支えない。
- (5) **査読について** 投稿論文の査読者として推薦された場合、その論文が自分の専門から外れており、適切に評価できないと判断した場合は速やかに査読を辞退する。査読中に知り得た情報を、自分の研究に利用したり、第三者に漏洩したりすることがあってはならない。